

令和5年 1月 日光市農業委員会総会議事録

日時 場所 令和5年1月20日 午後2時 日光市役所本庁舎202会議室

出席農業委員	11名
	1番 川村耕一 2番 手塚幸子 3番 高橋和子 4番 福田絹江
	5番 斎藤敏夫 6番 加藤英利 7番 神山隆治 9番 高橋久美子
	8番 増 渕 勝 10番 小 池 毅 11番 渡 邊 悦 子
欠席農業委員	なし
出席推進委員	20名
	12番 柏 木 武 13番 福田富美男 14番 大島一比古 15番 富田順子
	16番 福田正明 17番 神山守 18番 村上隆 19番 酒主学
	20番 星野由起夫 21番 西巻光次 22番 福田浩一 23番 柴田洋一
	24番 吉原浩之 25番 福田重勝 26番 福田隆夫 27番 大島昭吾
	28番 阿久津文枝 29番 大貫宣秀 30番 佐藤修一 31番 小倉政一
欠席推進委員	なし
傍 聴 人	なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 農地法第4条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第2号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第5 報告第3号 農地法第18条（通知）について
- 第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第9 議案第4号 非農地証明願について
- 第10 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第11 議案第6号 令和5年度（2023年度）農作業当料金等の標準額について

河合誠一事務局長

皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、日光市農業委員会総会規則第5条第5項の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。また、推進委員につきましては20名中20名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

福田 絹江 議長 ただ今から、令和5年1月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程につきまして、河合事務局長に朗読させます。

河合誠一事務局長 (議事日程を朗読)

福田 絹江 議長 日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名をいたしたいと思います。1 1番渡邊悦子委員、1番川村耕一委員のご両名を指名いたします。
なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いたします。

福田 絹江 議長 つづきまして日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。
(「異議なし。」との声あり)
異議なしと認めます。よりますて、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。
それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

福田 絹江 議長 日程第3、報告第1号「農地法第4条第1項の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
(川村光代主任挙手)
はい、川村主任お願いします。

川村光代主任 報告第1号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。はじめに議案書1ページをご覧ください。先月の4条申請は2件ございました。許可書につきましても2件交付いたしました。申請人、土地の所在等は総会資料のとおりです。総会審議日は令和4年12月20日。許可日および指令番号につきましても、令和4年12月20日、日農委指令第4-9号で許可書を発行しております。以上でございます。

福田 絹江 議長 報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし。」との声あり)
よろしいですか。
(「はい。」との声あり)
それでは次に移ります。

福田 絹江 議長 日程第3、報告第2号「農地法第5条第1項の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
(川村光代主任挙手)
はい、川村主任お願いします。

川村光代主任 報告第2号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。議案書2ページから4ページとなります。先月の5条申請は7件ございました。許可書につきましては6件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は総会資料のとおりです。総会審議日は令和4年12月20日。なお、4番につきましては事業面積3,000平方メートル以上の案件ということで、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取をいたしまして、特に質問等もなく許可相当との意見をいただいております。許可日および指令番号につきましては、1番から3番につきましては令和4年12月20日、日農委指令第5-38号から40号で許可書を発行しております。5番から7番につきましては、令和4年12月20日、日農委指令第5-41号から43号で許可書

を発行しております。なお4番につきましては、都市計画課と調整中のため本日現在は許可書を発行しておりません。以上でございます。

福田絹江議長

報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし。」との声あり)
よろしいですか。
(「はい。」との声あり)
それでは次に移ります。

福田絹江議長

日程第5、報告第3号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

はい、鯉沼主査お願いします。

鯉沼慶主査

報告第3号「農地法第18条(通知)について」ご説明いたします。総会資料は、5ページから12ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸し人、借り人の住所、氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は11件で、申請番号1番が農地法第3条の解約、申請番号2番から5番が農業委員会扱いの利用権の解約、6番から11番が市農業公社扱いの利用権の解約となります。以上ご報告いたします。

福田絹江議長

これもご報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けします。
(「なし。」との声あり)
よろしいですか。
(「はい。」との声あり)
ないようですので次に移ります。

福田絹江議長

日程第6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

今月の現地調査は担い手育成活動部会が担当しております。小池部会長から全体説明をお願いいたします。

(小池毅農業委員挙手)

はい小池部会長。

小池毅農業委員

今月は議案1号から4号まで、担い手育成部会が担当いたしました。現地調査は1月18日に行いました。調査件数が6件、調査件数の関係で、担い手育成部会員6名、福田絹江会長、事務局から河合事務局長、永吉副主幹、川村主任、総勢10名で調査に行っていました。議案の説明者について申し上げます。議案第1号第3条の1番は神山委員、2番は大島委員、3番は、福田富美男委員、議案第2号は事務局、議案第3号の5条申請の1番は神山委員、2番、3番は事務局、4番は富田委員、議案第4号、非農地証明願の1番は大島委員がご報告いたしますのでご審議の程よろしくをお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(神山守推進委員挙手)

はい、神山委員。

神山守推進委員

私は、議案第1号の1番を担当しました。本申請は日光市小倉地内における売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。申請地はJR文挾駅から南西520メートルの所に位置します。案内図です。JR文挾駅前の信号機から南へ450メートル進み、右折して道なりに500メートル進み仲内橋を渡り右折して480メートルの所の右側に申請地

があります。申請地は登記簿、現況ともに畑です。譲受人は所有している農地を夫婦2人で適切に管理し、水稻を作付けしているということです。申請地は譲受人宅のすぐ近くにあり、購入後は、カブ又はソバを作付けする予定です。現在の状況はうなっておりますが、この前はソバを作付けしていたように思われます。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について小池部会長から報告をお願いします。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池部会長。

小池毅農業委員

申請地に隣接する農地と一体となっており、以前から譲受人が耕作しております。今回所有権を移転し、購入後も引き続き耕作するものと思われま。現状もきちんとしており、何ら問題ないと部会では判断いたしました。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは担い手育成活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(福田富美男推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田富美男推進委員

私は、議案第1号の2番を担当しました。本申請は日光市鬼怒川温泉大原地内における売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。申請地は東武小佐越駅から北東200メートルに位置しております。案内図です。東武小佐越駅から国道を北へ120メートル進み、右折して80メートルの所に申請地があります。申請地は登記簿は原野、現況は畑です。ブルーベリーが植えてありました。譲受人はこれまで、自分の土地と思い、ブルーベリーを植えていましたが、今回自分の土地でないことがわかり、申請に至ったということです。譲受人は所有する農地を適切に管理しております。申請地は譲受人宅の近くにあり、購入後は観光農園的なものを考えているようです。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について小池部会長から報告をお願いします。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池部会長。

小池毅農業委員

申請地は以前から譲受人がブルーベリーを栽培していました。事情はただ今の説明のとおりですが、今回申請地を取得し、これからもブルーベリーを栽培し、きちんと管理していくものと思えます。部会では許可相当と判断いたしました。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは担い手育成活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして番号3番について担当委員の報告を求めます。

(大島昭吾推進委員挙手)

はい、大島委員。

大島昭吾推進委員

私は、議案第1号の3番を担当しました。本申請は日光市小林地内における売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。申請地は日光市塩野室郵便局前交差点から北へ170メートルに位置します。案内図です。塩野室郵便局前交差点から東へ100メートル進み、左折して270メートル進み突き当りを左折して120メートルの所に申請地があります。公図です。申請地は登記簿、現況ともに田です。圃場整備が済んでいる所でした。申請地は譲受人宅のすぐ近くにあり、譲受人は経営農地を適切に管理し、家族二人で水稻、野菜を作付けしています。購入後も今までどおり水稻を作付けする計画です。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 会長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告をお願いします。

(高橋久美子農業委員挙手)

はい、高橋副部長。

高橋久美子農業委員

この案件は売買による3条申請です。先ほどの写真でもわかりますように、圃場はきれいに管理されています。今後も水稻の作付けを予定しているということですのでなんら問題ないと思います。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは担い手育成活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

日程第7、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について」を議題といたします。番号1番について事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

川村 光代 主任

はい、川村主任。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてご説明いたします。本申請は、令和4年8月26日に日農委指令第5-21で許可を受けた案件です。変更理由ですが、当初調剤薬局を含めた一体事業を計画しておりましたが、クリニック・デイケア・ナーシングホームの他に薬局まで運営するには人材不足や運営管理が困難であることから、調剤薬局については院外処方とし運営する方向としたため今回の変更に至ったものであります。今回転用事業者である社団医療法人●●●は事業目的を「診療所・福

祉ホーム・事業所・調剤薬局」から「診療所・通所リハビリホーム・優良老人ホーム」に、転用面積を「5, 139平方メートル」から「4, 938平方メートル」に変更し、また承継者変更により事業目的を「調剤薬局」とするものであります。この後の5条申請案件として上がっておりますので後程説明させていただきます。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。何かご意見等がございましたらお受けいたします。

(高橋和子農業委員挙手)

高橋和子農業委員
河合誠一事務局長

はい、高橋委員。

面積ですが、変更前と変更後の合計の違いについて教えてください。端数を切り捨てて登記簿に表示されますので、端数処理の関係で、違いが出ております。

福田 絹江 議長

よろしいでしょうか。ほかにご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、原案のとおり『変更妥当』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『変更妥当』することに決しました。

福田 絹江 議長

日程第8、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について担当委員の報告を求めます。

(神山守委員挙手)

神山守推進委員

はい、神山委員。

私は、議案第3号の1番を担当いたしました。本申請は日光市瀬川地内におきまして、一般住宅を目的として転用する案件です。申請人、申請地等は資料のとおりです。申請地は東武下今市駅から北西へ200メートルに位置します。案内図です。東武下今市駅から西へ170メートル進み突き当りを右折して150メートル進み、さらに右折して40メートルのところの右に申請地があります。登記簿地目は原野、現況は畑です。周囲の状況は東側は雑種地、西側は宅地、南側は鉄道用地、北側は駐車場です。土地利用図です。現地には譲渡人と譲受人の代理人の土地家屋調査士が立ち会いました。現地に一般住宅を建築する予定で杭打ちがしてありました。給排水は公共の上下水道を利用します。雨水は敷地内浸透処理します。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告をお願いします。

(高橋久美子農業委員挙手)

高橋久美子農業委員

はい、高橋副部長。

この案件は、父親の土地の隣の土地を購入して新築したいということです。何ら問題はないと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは担い手育成活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(川村耕一農業委員挙手)

川村耕一農業委員
川村光代主任
福田 絹江 議長

はい、川村委員

資料に記載の売買価格は、全部の土地になっていきますか。

はい。

他にご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして番号2番から3番は関連がありますので、一括して事務局の報告を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村光代主任

議案第3号、番号2番についてご説明いたします。譲渡人、譲受人、申請地は資料のとおりです。本申請は日光市土沢地内におきまして、売買により診療所・通所リハビリホーム・有料老人ホームを目的として転用する案件です。申請地は日光市土沢インターチェンジから北東860メートルに位置します。案内図です。土沢の交差点を東へ600メートル進んだ右手に申請地があります。3筆ございますが、登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は東側が市道・宅地・畑、西側が工場・宅地・市道、南側が市道、北側が田です。土地利用計画図です。申請人は昭和35年に病院を設立し、内科・整形外科等を中心に診療を行っています。現病院は昭和49年に建築し、48年が経過しており老朽化が進んでいます。また、土地も借地であることから今回新たに土地を購入し、建築したく申請するものです。土地利用計画です。敷地内に木造平屋建の診療所、通所リハビリホーム1棟、建築面積775.04平方メートル、及び鉄骨2階建ての有料老人ホーム1棟、建築面積955.45平方メートルを建築し、来客用駐車場36台分、職員駐車場35台分の駐車場を設ける計画です。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水はU字溝・暗渠等により集水し、敷地内浸透槽により処理します。総事業費は融資で賄い、金融機関の融資証明書が添付されております。

続きまして番号3番についてご説明いたします。位置図及び案内図につきましては先程の2番の案件と同じですので省略させていただきます。申請地は登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は東側は市道、西側は譲渡人の田、南側は工場、北側は譲渡人の田です。土地利用計画図です。今般、●●病院の移転に伴う調剤薬局の新設を目的に転用申請を行うものです。申請地に建築面積89.43平方メートルの木造平屋建て1棟と2台分の来客用車両駐車スペースを設ける計画です。汚水・雑排水は公共の下水道を利用し、雨水は敷地内浸透処理します。給水は公共の上下水道を利用します。資金計画ですが総事業費は融資で賄い、金融機関の融資証明書が添付されております。以上です。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、何かご意見等がございましたらお受けいたします。

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番から3番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番から3番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして番号4番について担当委員の報告を求めます。

(富田順子推進委員挙手)

はい、富田委員。

富田順子推進委員

私は、議案第3号の4番担当いたしました。本申請は日光市平ヶ崎におきま

して、太陽光発電設備を目的として転用する案件です。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。位置図です。申請地は、平ヶ崎交差点から南東へ330メートルに位置します。案内図です。平ヶ崎交差点から市道宇都宮今市線を南東へ300メートル進み交差点を左折したところに申請地があります。登記簿地目は田、現況も田ですが荒れておりました。周囲の状況は東側が梅林、西側は宅地、南側が田、北側が青地です。青地との境界は未定です。水路がありましてここここに大きな柵がありました。水路はコンクリートの擁壁の下を暗渠で通っています。現地には譲渡人、譲受人の代表社員が立ち会いました。申請地を太陽光発電設備に利用する計画で杭打ちがしてありました。太陽光発電設備の規模は、パネル131枚、パワーコンディショナー10台の計画です。給排水はありません。雨水は敷地内浸透処理します。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告をお願いします。

(高橋久美子農業委員挙手)

はい、高橋副部会長。

高橋久美子副部会長

この案件は売買による太陽光発電設備を目的として転用する案件です。長く耕作されてなく、申請人も高齢であることから問題はないと思われまのでご審議の程お願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは担い手育成活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(大島一比古委員挙手)

はい、大島委員。

大島一比古推進委員

青地との境界が未定ということですが、筆界が表示されるのが普通だと思いますが、なにか理由があったのですか。

河合誠一事務局長

筆の分筆を伴わないという点と、計画図を見ると境界から距離をおいて設置するという点です。土地の分合筆を伴わない場合につきましては、測量図を求めておりません。境界については争いがないと判断しております。

大島一比古推進委員
河合誠一事務局長

面積は妥当ということで判断するという事ですね。

はい。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村委員。

川村耕一農業委員

参考までに、売電価格はいくらでしょうか。

14円です。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員
高橋久美子農業委員

出入りはどこからするのですか。

宅地の脇の所か、田の方からも土手があるのでそこを利用したいということです。

河合誠一事務局長

宅地と宅地の間は民有地です。できるだけ、こちらの北の方から入りたいということです。狭いのでそこを通れなければ宅地の脇を利用するということです。

加藤英利農業委員
西巻光次推進委員

貸してくれなかったらどうするのですか。

私は40数年前ここを耕作したことがあります。当時ここに道路がありました。この人が田をやめて土を盛って、舗装をしたために、田に行く道がなくなっていってしまったということです。高齢なので田は作らないということでそのままになってしまいました。ここにも道路があって1メートル幅の道路が残っています。工事するときは、ここからも入れますので支障がないと思います。

河合誠一事務局長

ただいま、補足説明がありましたように申請地のこの所に赤道がありましてここからも入れるということになります。

福田 絹江 議長 よろしいでしょうか。
 (「はい」 との声あり)
 それでは質疑を終結し、採決いたします。番号4番については、原案のとおり『許可』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 (挙手全員)
 挙手全員であります。よりまして、番号4番は、原案のとおり『許可』とすることに決しました。

福田 絹江 議長 日程第9、議案第4号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。
 (大島昭吾推進委員挙手)
 はい、大島委員。

大島昭吾農業委員 私は、議案第4号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市野口地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、旧野口小学校から北西に250メートルに位置した場所です。案内図です。野口地内、国道119号線旧野口小学校へ入る十字路交差点から西に150メートル進んだ所に申請地があります。登記簿地目は畑です。周囲の状況は、東側は宅地、西側、南側、北側は道路です。現地には行政書士、願出人が立ち会い杭打ちがしてありました。願出地は平成5年より国道119号線の歩道拡張に伴い、●●番の土地に築山を造成し、同じく●●番の土地に車庫を建築し、現在に至っております。平成12年撮影の空中写真が添付されておりますので、23年以上経過しております。申請人は高齢のため子供たちのために農地を残したままにはできないため申請に至ったということです。以上のことから証明することに問題はないと考えます。ご審議をよろしく願います。

福田 絹江 議長 ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長より報告を願います。
 (小池毅農業委員挙手)
 はい、小池部会長。

小池毅農業委員 現地調査の結果、また空中写真の内容から見て非農地であった期間に疑いはなく証明することに何ら問題はないと思われれます。ご審議の程よろしく願います。

福田 絹江 議長 それでは担い手育成活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。
 (「なし。」 との声あり)

福田 絹江 議長 それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 (挙手全員)
 挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』することに決しました。

福田 絹江 議長 日程第10、議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について事務局の説明を求めます。
 (鯉沼慶主査挙手)
 はい、鯉沼主査。

鯉沼慶主査 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は、『所有

権移転』と『利用権設定』の案件がございます。ではまず、所有権移転の案件になります。総会資料は18ページから19ページとなります。今月の件数は4件で、面積合計は9筆で1万5千360平方メートルとなります。譲渡人、譲受人の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は20から40ページになります。件数は42件、面積合計は192筆で38万3千509.51平方メートルとなります。内訳は、申請番号1番から3番が農業委員会扱いの利用権の更新で、申請番号4番から41番が日光市農業公社扱いの案件で、新規が31件、更新が8件となっております。設定をする者（貸し人）、設定を受ける者（借り人）の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

説明が終わりました。

始めに貸借権設定、4番、19番について審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、25番、福田重勝委員の退席を求めます。

（福田重勝推進委員退席 午後3時35分）

福田絹江議長

ご質問ございますか。

（「なし。」との声あり）

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

貸借権設定のうち、4番、19番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よりまして、貸借権設定のうち、4番、19番については、原案のとおり『決定』することに決しました。

福田重勝委員に着席を許可いたします。

（福田重勝推進委員着席 午後3時37分）

福田絹江議長

次に貸借権設定のうち、13番、14番について審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、19番、酒主学委員の退席を求めます。

（酒主学推進委員退席 午後3時38分）

福田絹江議長

ご質問ございますか。

（「なし。」との声あり）

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よりまして、貸借権設定のうち、13番、14番については、原案のとおり『決定』することに決しました。

酒主学委員に着席を許可いたします。

（酒主学推進委員着席 午後3時39分）

福田絹江議長

次に貸借権設定のうち、39番について審議いたします。農業委員会等に関

する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、24番、吉原浩之委員の退席を求めます。

(吉原浩之推進委員退席 午後3時40分)

ご質問ございますか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、貸借権設定のうち、39番については、原案のとおり『決定』することに決しました。

吉原浩之委員に着席を許可いたします。

(吉原浩之推進委員着席 午後3時41分)

福田絹江議長

次に所有権移転及び貸借権設定のうち、貸借権設定4番、13番、14番、19番、39番以外の案件について審議いたします。ご質問はございませんか。

(大島昭吾推進委員)

はい、大島委員。

1番から3番はどのような契約になりますか。

相対での契約になります。

農業公社が間に入った場合とどのような違いがありますか。

農業公社が間に入る場合は、トラブルなく安心して契約できるということや書類を作ってもらえるというメリットがあります。

他にありましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。

議案第5号の所有権移転及び貸借権設定のうち、貸借権設定4番、13番、14番、19番、39番以外の案件について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第5号の所有権移転、貸借権設定のうち、貸借権設定4番、13番、14番、19番、39番以外の案件については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江議長

日程第11、議案第6号「令和5年度(2023年度)農作業料金等の標準額について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村光代主任

この案件は農地法第52条 農業委員会は農地の利用の増進及び利用関係の調整に資するため、農地の利用の状況及び賃借の動向等農地に関する情報を収集し、その提供を行うものとするという趣旨を踏まえ、他の農業関係機関から情報を収集し、農業委員会で把握している情報と併せ、委員会独自の資料として情報を提供するものです。それでは、最初に農作業標準賃金についてご説明します。これについては1日8時間、一般的な農業軽作業に従事した場合の標準賃金で、農業委員会独自に設定するものです。なお、記載してある賃金は昨年より1,000円の増となっており、時給に換算しますと1時間1,000円となります。参考といたしまして 栃木県の最低賃金は、2022年10

月から時間額913円でございます。これに関しましては、栃木県内の市町の金額も考慮し8,000円とさせていただきます。次にその下に移ります。農作業標準料金は育苗委託や田植え、稲刈りなど個別の作業について、農地の面積等（農地区分）に応じて料金を記載しています。次に右上に移りまして、機械移動基本料金は農業機械の移動（輸送）距離に応じた料金を記載しています。なお、農作業標準料金および機械移動基本料金は、日光市農業公社が所管する日光受託集団連絡協議会による農作業料金検討会議において検討された料金を参考にさせていただきます。今回燃料単価等を考慮し改定をおこなったものでございます。最後に4番目に記載のある農地賃借料については、農業委員会が令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間分のデータを収集した統計です。データの対象は、農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法第18条）により効力の発生した賃貸借の一筆ごとの賃借料です。令和4年は水田は936件で、うち基盤整備済が212件、未整備地域が724件、畑は60件で計996件です。なお、田の基盤整備済みと未整備地域および畑の賃借料の平均額、最高額、最低額につきましては記載のとおりです。以上でございます。

（河合誠一事務局長挙手）

福田絹江議長
河合誠一事務局長

はい、河合事務局長。

ただ今の説明に補足させていただきます。こちらにつきましては、一昨日、役員の皆さまにお示しし、ご協議いただいたところです。ご質問がございまして、農作業標準賃金の賃金欄、「8,000円（消費税）」の記載について、「賃金に消費税がかかるものなのか」というご質問がございました。その後事務局の方でふさわしい表現の仕方がないかと考えたところ「8,000円（消費税）」の上の欄の「賃金」を「標準単価」とすべきだったと気がつきました。お手元の資料を「標準単価」に変更をお願いいたします。

福田絹江議長

ただ今、事務局から説明がありました。

何かご質問がありましたらお受けいたします。

はい、村上委員。

村上隆推進委員
河合誠一事務局長

（村上隆推進委員挙手）

農協の単価とは別になるのですか。

こちらは農業公社、日光受託集団連絡協議会が新たに積算してつくったものです。農協もこちらも各々の積算根拠に基づいて示したものです。あくまで参考としていただければと思います。

福田絹江議長

ここに示されている金額どおりに契約するというものではありません。あくまで参考として両者の合意のもとに契約するようにお願いします。

他にご質問等はございませんか。

（「なし。」との声あり）

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

議案第6号について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よりまして議案第6号は、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江議長

日程第12、議案第7号「耕作放棄地の非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

（鯉沼慶主査挙手）

鯉沼慶主査

はい、鯉沼主査。

議案第7号「耕作放棄地の非農地判断について」ご説明いたします。本案件

については昨年8月から9月に行った農地利用状況調査（農地パトロール）に基づきまして、再生利用が困難な農地（区分5）と判断した農地について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について審議を行っていただくものとなります。件数は57件で、面積合計は3万4千982平方メートルです。なお、農地に再生するのが困難と判断した農地のうち、自然発生的に非農地化したものではなく家を建ててしまったり、砂利敷きにしてしまった農地については対象外としています。また、経営移譲年金や相続税や贈与税の関係で非農地としてしまうと年金や税金に影響が出てしまう農地については該当がありませんでした。今回の総会において議決が得られれば、農業委員会から所有者へ非農地通知書として発出するとともに法務局及び税務課に情報提供いたします。通知を受けた所有者は通知により地目変更登記の手続きができるようになります。所有者が亡くなっている農地もありますが、地目変更登記の手続きは可能です。所有者がカッコ書きになっているものが、相続が済んでいない農地で、カッコ内が所有者、カッコの前に書いてある方が相続人の代表者です。説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。何かご質問等はございましたらお受けいたします。

（高橋和子農業委員挙手）

高橋和子農業委員

はい、高橋委員。

「農振」の欄の「農」はわかります。「他」と「外」について教えてください。

鯉沼慶主査

「農」は「農振農用地内」、「他」は「農振地域には入っているが農用地には指定されていない農地」、「外」は「農振地域に入っていない農地」となります。

小池毅農業委員

農振になっている所は、今後どういう手続きをすることになりますか。

鯉沼慶主査

今後、農林課の方で判断することになります。

川村耕一農業委員

農振農用地の図面は閲覧できるのですか。

鯉沼慶主査

はい。農林課の方で閲覧できると思います。

富田順子推進委員

地目変更の手続きをしないとどうなるのですか。

鯉沼慶主査

登記地目はそのままです。

富田順子推進委員

山林化しているのにもかかわらずリストに載ってこないものはどうなんでしょう。

河合誠一事務局長

情報を提供していただければ、リストに載せることは可能かと思えます。

柏木武推進委員

元々は農業委員の方が足で稼いでリストを作成したということ聞いています。データは農業委員の方が動いてくれれば増えるでしょう。皆さんが協力しないことには増えないと思います。

福田絹江議長

他にご質問等はございませんか。

（「なし。」との声あり）

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

議案第6号について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よりまして議案第6号は、この原案のとおり『決定』することに決しました。

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これをもちまして、令和5年1月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後4時05分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

11番 委 員

1番 委 員